年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会 令和 3 年 2 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000173 号 厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000043 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細、事業主の回答及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から 17 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から 17 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険 者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険 料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生 年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000163 号 厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000044 号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年6月30日から同年7月1日に訂正し、平成2年6月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成2年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

昭和59年12月からA社D事業所に勤務し(厚生年金保険の適用事業所は、A社B事業所)、 平成2年6月末日まで在籍していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成2年7月 1日ではなく、同年6月30日となっている。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る退職願において、請求者は、平成2年6月29日までA社に在籍して退職する旨の記載が確認できるものの、同内容は、当初の平成2年6月30日まで在籍して退職する旨の記載を訂正したものであることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録及び請求者が所持する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、請求者がA社を退職する際に会社から返却されたとする年金手帳、並びに請求者が同社を退職した直後に勤務した事業所において保管されていた前歴照会書の記載内容から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して在籍していたことが認められる。

さらに、上記年金手帳の厚生年金保険の記録欄においては、A社B事業所の事業所名及び所在地がゴム印で押されているとともに、同事業所における厚生年金保険の被保険者でなくなった日について、平成2年7月1日と記入されていることが確認できる。

加えて、請求者が名前を挙げた上司及び同僚のほか、オンライン記録により請求者と同時期に退職したと考えられる同僚、並びに同僚から当時の事務担当者として名前が挙げられた者の合計 23 人に照会を行い、12 人から回答が得られたところ、このうち、請求期間当時に給与事務を担当していたとする者を含む複数の同僚は、請求者の請求期間に係る平成 2 年 6 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の当該事業所における平成2年5月の厚生年金保険の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年6月30日とする届出を社会保険事務所(当時)に行い、厚生年金保険料についても納付していないと考えられる旨回答している上、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が健康保険組合の記録における資格喪失年月日である平成2年6月30日となっており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を撤付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000167 号 厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2000010 号

第1 結論

平成10年4月から平成14年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月から平成14年3月まで

平成10年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、平成10年10月か同年11月頃に、A市役所又はB社会保険事務所(当時)で、平成10年4月1日に係る国民年金被保険者の資格取得の手続を行い、その後請求期間の国民年金保険料については、毎年一年間分(全期分)を一括で納付していたのに、年金記録では、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、平成 10 年 10 月か同年 11 月頃に、A市役所又はB社会保険事務所において、平成 10 年 4 月 1 日に係る国民年金被保険者の資格取得(以下「当該資格取得」という。)の手続を行ったと主張している。

しかしながら、請求者に係るA市の平成10年度から平成13年度までの国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金被保険者資格の喪失日は平成9年8月1日となっており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた記録は確認できない上、同市から提出された請求者に係る国民年金の被保険者管理システムのハードコピーの写しによると、当該資格取得の届出日は平成14年6月19日と記録されており、オンライン記録において当該資格取得の処理日は平成14年7月9日となっていることが確認できることから、請求者の当該資格取得の手続は、平成14年6月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と当該資格取得の手続時期が相違している。

また、請求者の当該資格取得の手続が行われたものと推認される平成 14 年 6 月頃の時点では、請求期間のうち平成 10 年 4 月から平成 12 年 4 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求期間のうち平成 12 年 5 月から平成 14 年 3 月までの期間の保険料は、遡って過年度納付することが可能であったが、請求者は請求期間の保険料を遡って過年度納付した記憶はない旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 10 年4月1日を国民年金適用に係る勧奨事象発生日として、請求者に対し第1号・第3号被保険者取得勧奨が行われた後、平成12年2月21日に国民年金被保険者資格取得の届出がされない者の一覧である未適用者一覧表(最終)が作成されていることが確認できる上、当該資格取得の処理は、平成14年7月9日付けで、平成10年4月1日まで遡って行われていることが確認

できることを踏まえると、請求期間当時、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、請求期間は、48 か月と長期間である上、基礎年金番号制度が導入された平成9年1 月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であること から、年金記録の過誤は考え難い。

その上、オンライン記録によると、請求者には、請求期間以外にも国民年金保険料の未納期間が確認できる上、請求者が請求期間に係る保険料の納付について証言をしてくれる者として名前を挙げた請求者の知人に照会したものの、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。